

市営住宅条例施行規則の改正について

1. 改正の趣旨

令和5年度第3回恵庭市営住宅運営委員会 報告事項(6)「入居することができる市営住宅の規模等について」により、新規募集において単身者も3DKに申込み可能とし、住戸専用面積要件を撤廃することについてご報告した件を当該規則に反映させると共に、現状の運用を規則において具体化させるほか、条ずれ等の軽微な修正を実施する。

2. 改正内容

1) 住宅の基準に係る条ずれの変更(第2条の6第2項)

2) 単身者が入居できる間取りに3DKを追加(第3条第2項)

現状では単身者が入居可能な空き家が少なく、新規募集においては概ね桜町団地のみの募集であることから、3DKを追加することにより単身世帯への需要に応えたと共に、空き家解消に努めるもの。

3) 改良住宅の取り扱いの変更(第3条の2)

市営住宅と改良住宅において入居に係る収入要件を同一とするもの。

4) 単身者の間取り追加に伴う修正(第4条第1項)

5) 優先入居の資格に係る変更(第5条第1項第1号)

- ・寡婦～成人年齢の引き下げに伴い子の年齢を20歳未満から18歳未満へ変更。
- ・老人～60歳以上の者及び配偶者、18歳未満、手帳を所持していないが障害年金を受給している者の世帯を追加するもの。
- ・心身障害者等～現状の取り扱いを明文化し、心身障害者、子育て世帯、多家族世帯、DV被害者、犯罪被害者について明記するもの。

6) 入居の承継の承認に係る条ずれの変更(第8条第2項)

7) 改良住宅の家賃に係る規定を追加(第11条の2及び第11条の3)

改良住宅の家賃の算出方法について、条例第18条第4項において「市長が別に定める」と

規定されていることから、新たに改良住宅の家賃に係る規定を追加するもの。

8) 市営住宅収入申告書様式の変更 (第13号様式 (第9条関係))

9) 恵央団地に係る位置の変更 (別表)

3. 施行日

令和6年6月28日

恵庭市営住宅施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

恵庭市長 原 田 裕

恵庭市規則第 号

恵庭市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

恵庭市営住宅条例施行規則（平成9年規則第25号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第1条～第2条の5（略） （住宅の基準） 第2条の6（略） 2 住宅は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第35条第1項第1号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準(ただし、市営住宅の借上げの場合は同法第2条第1項第3号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準、これらにより難しい場合は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。)第5の5の5—1(3)の等級4の基準)を満たし、かつ、気候風土や高層等により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難でやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備(敷地内に設置した太陽光発電も含む。)が設置されたものとする。 3～5（略） 第2条7～第2条の15（略）	第1条～第2条の5（略） （住宅の基準） 第2条の6（略） 2 住宅は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第30条第1項第1号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準(ただし、市営住宅の借上げの場合は同法第2条第1項第3号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準、これらにより難しい場合は住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。)第5の5の5—1(3)の等級4の基準)を満たし、かつ、気候風土や高層等により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難でやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備(敷地内に設置した太陽光発電も含む。)が設置されたものとする。 3～5（略） 第2条の7～第2条の15（略）

現行	改正案
<p>(優先入居者の資格)</p> <p>第5条 条例第9条第3項の規定により市長が割当をした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる場合は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に掲げる要件を具備しているものとする。</p> <p>(1) <u>20歳未満の子を扶養している寡婦 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情がある場合を含む。)</u>が死別し、又は離婚した女子であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない者で、その者が<u>20歳未満の子を扶養し、かつその子と同居しようとする</u>こと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 老人 <u>その者及び同居しようとする者が60歳以上の者のみであること</u>。</p> <p>。</p> <p>(5) 心身障害者等 <u>障害者基本法第2条に規定する障害者であること又は住宅以外の場所で生活を営んでいることその他の事由により緊急に住宅の手当てを必要としている者であること</u>。</p>	<p>(優先入居者の資格)</p> <p>第5条 条例第9条第3項の規定により市長が割当をした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる場合は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に掲げる要件を具備しているものとする。</p> <p>(1) <u>18歳未満の子を扶養している寡婦 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情がある場合を含む。)</u>が死別し、又は離婚した女子であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない者で、その者が<u>18歳未満の子を扶養し、かつその子と同居しようとする</u>こと。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) 老人 <u>60歳以上の者で、次のいずれかに該当するものであること</u>。</p> <p><u>ア 同居し、又は同居しようとする者がいない者</u></p> <p><u>イ 同居し、又は同居しようとする者の全てが次に掲げる者に該当する者</u></p> <p><u>(ア) 配偶者(内縁関係の配偶者を含む。)</u></p> <p><u>イ) 18歳未満の者</u></p> <p><u>ウ) 60歳以上の者</u></p> <p><u>(エ) 障害者手帳又は療育手帳を所持していないが、障害年金を受給している者</u></p> <p>(5) 心身障害者等 <u>次のいずれかに該当する者であること</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____。</p> <p><u>ア 心身障害者 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が次の(ア)から(エ)までに掲げる障害の</u></p>

現行	改正案
	<p><u>種類に応じ、当該(ア)から(ウ)までに定める程度であるもの</u></p> <p><u>(ア) 身体障害 第3条第1項第1号ウ</u> <u>(ア)に規定する程度</u></p> <p><u>(イ) 精神障害 第3条第1項第1号ウ</u> <u>(イ)に規定する程度</u></p> <p><u>(ウ) (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度</u></p> <p><u>(エ) 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者であつて、その障がい^イの程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの</u></p> <p><u>イ 子育て世帯 未就学児を扶養し、かつその子と同居しようとする者。</u></p> <p><u>ウ 大家族世帯 5人以上の世帯又は18歳未満の子を3人以上扶養し、かつその子と同居しようとする者。</u></p> <p><u>エ DV被害者 婦人相談所の一時保護又は婦人保護施設の保護を受けている者又は終了した日から5年を経過していない者又は裁判所に申し立てを行い、保護命令が発令された日から5年を経過していない者</u></p> <p><u>オ 犯罪被害者 次の(ア)又は(イ)に該当する者</u></p> <p><u>(ア) 犯罪の影響により収入が著しく減少し、現に居住している住宅に居住し続けることが困難となった者</u></p> <p><u>(イ) 現に居住している住宅又はその付近において犯罪が行われたことにより、当該住宅に居住し続けることが困難となった者</u></p> <p>第5条の2～第7条 (略)</p> <p>(入居の承継の承認)</p>

現行	改正案
<p>第5条の2～第7条（略）</p> <p>（入居の承継の承認）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 条例第16条第2項の規定により市長の承認を得ることができる者の範囲は、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第11条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第9条～第11条（略）</p>	<p>第8条（略）</p> <p>2 条例第16条第2項の規定により市長の承認を得ることができる者の範囲は、公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号)第12条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>3（略）</p> <p>第9条～第11条（略）</p> <p>（改良住宅の家賃）</p> <p>第11条の2 <u>改良住宅の毎月の家賃は、毎年度、条例第17条第4項の規定により市長が認定した収入(同条第5項の規定により当該認定を更生した場合には、その更生後の収入。)に基づき、条例第18条第4項に規定する算出方法により算出した額(以下この条において「家賃の限度額」という。)以下で、政令第2条に規定する方法の例により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、市長が条例第33条の規定による請求を行ったにもかかわらず、改良住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該改良住宅の家賃は、家賃の限度額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。</u></p> <p>（改良住宅の割増賃料）</p> <p>第11条の3 <u>収入超過者として認定された改良住宅の入居者は、当該認定に係る期間(当該入居者が当該期間中に改良住宅を明け渡し</u></p>

現行	改正案												
<p>第12条～第53条（略）</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="215 1361 748 1738"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>恵央団地</td> <td>恵庭市恵央町9番1、<u>恵央町12番</u>、<u>恵央町15番</u>、<u>恵央町16番</u>、<u> </u>、<u>恵央町17番</u>、<u>恵央町18番</u><u> </u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	恵央団地	恵庭市恵央町9番1、 <u>恵央町12番</u> 、 <u>恵央町15番</u> 、 <u>恵央町16番</u> 、 <u> </u> 、 <u>恵央町17番</u> 、 <u>恵央町18番</u> <u> </u>	(略)		<p><u>た場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、家賃のほかに割増賃料を支払わなければならない。</u></p> <p>2 <u>改良住宅の割増賃料の額は、条例第17条第4項の規定により市長が認定した収入に基づき、住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号)第13条の2第1項の規定により読み替えて準用される公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成8年政令第248号)による改正前の政令第6条の2第2項に規定する額(以下この条において「割増賃料の限度額」という。)以下で、政令第8条第2項に規定する方法の例により算出した額から前条に規定する家賃の額を控除した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、市長が条例第33条の規定による請求を行ったにもかかわらず、改良住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該改良住宅の割増賃料は、割増賃料の限度額とする。</u></p> <p>第12条～第53条（略）</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="825 1361 1358 1738"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>恵央団地</td> <td>恵庭市恵央町9番1、<u>恵央町12番5</u>、<u>恵央町15番1</u>、<u>恵央町16番1</u>、<u>恵央町16番4</u>、<u>恵央町17番</u>、<u>恵央町18番</u>、<u>26番5</u>、<u>26番6</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	恵央団地	恵庭市恵央町9番1、 <u>恵央町12番5</u> 、 <u>恵央町15番1</u> 、 <u>恵央町16番1</u> 、 <u>恵央町16番4</u> 、 <u>恵央町17番</u> 、 <u>恵央町18番</u> 、 <u>26番5</u> 、 <u>26番6</u>	(略)	
名称	位置												
恵央団地	恵庭市恵央町9番1、 <u>恵央町12番</u> 、 <u>恵央町15番</u> 、 <u>恵央町16番</u> 、 <u> </u> 、 <u>恵央町17番</u> 、 <u>恵央町18番</u> <u> </u>												
(略)													
名称	位置												
恵央団地	恵庭市恵央町9番1、 <u>恵央町12番5</u> 、 <u>恵央町15番1</u> 、 <u>恵央町16番1</u> 、 <u>恵央町16番4</u> 、 <u>恵央町17番</u> 、 <u>恵央町18番</u> 、 <u>26番5</u> 、 <u>26番6</u>												
(略)													

現行	改正案																																																																																																																																																																																																																																																																																														
<p style="text-align: center;">第13号様式(第9条関係)</p> <p style="text-align: center;">第13号様式(第9条関係)</p> <p style="text-align: center;">市町村収入申告書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所 市 区 町 丁目 番 号</p> <p style="text-align: center;">氏名 姓 名</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">収入申告書</p> <p style="text-align: center;">前年度の状況及び収入状況の変化のとおり申告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">氏名</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">生年月日</th> <th rowspan="2">勤続年数</th> <th rowspan="2">収入の種類 (円)</th> <th colspan="2">収入の額</th> <th colspan="2">控除の額</th> <th colspan="2">所得の額</th> </tr> <tr> <th>前年度</th> <th>本年度</th> <th>前年度</th> <th>本年度</th> <th>前年度</th> <th>本年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">本人</td> <td rowspan="4">給与</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">配偶者</td> <td rowspan="4">給与</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">扶養親族</td> <td rowspan="4">給与</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他</td> <td rowspan="4">雑収入</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注 1 本表を記入してください。 所得控除額、源泉徴収額等、所得が証明となる書類を添付してください。 所得者に異動がある場合は、所得者異動届を添付してください。 本申告書の提出をもって、所長が課税額を再算出することによって変更したものとみなす。</p>	氏名	種別	生年月日	勤続年数	収入の種類 (円)	収入の額		控除の額		所得の額		前年度	本年度	前年度	本年度	前年度	本年度	本人	給与																												配偶者	給与																												扶養親族	給与																												その他	雑収入																												<p style="text-align: center;">第13号様式(第9条関係)</p> <p style="text-align: center;">市町村収入申告書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住所 市 区 町 丁目 番 号</p> <p style="text-align: center;">氏名 姓 名</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p style="text-align: center;">収入申告書</p> <p style="text-align: center;">前年度の状況及び収入状況の変化のとおり申告します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">氏名</th> <th rowspan="2">種別</th> <th rowspan="2">生年月日</th> <th rowspan="2">勤続年数</th> <th rowspan="2">収入の種類 (円)</th> <th colspan="2">収入の額</th> <th colspan="2">控除の額</th> <th colspan="2">所得の額</th> </tr> <tr> <th>前年度</th> <th>本年度</th> <th>前年度</th> <th>本年度</th> <th>前年度</th> <th>本年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">本人</td> <td rowspan="4">給与</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">配偶者</td> <td rowspan="4">給与</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">扶養親族</td> <td rowspan="4">給与</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">その他</td> <td rowspan="4">雑収入</td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> <td rowspan="4"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">注 1 本表を記入してください。 所得控除額、源泉徴収額等の所得が証明となる書類を添付してください。 所得者に異動がある場合は、所得者異動届を添付してください。 所得額が所得控除額を超過する場合は、所得控除額を超過する額を所得と見做す。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>所得の種類</th> <th>前年度</th> <th>本年度</th> <th>所得控除額</th> <th>所得の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>雑収入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 所得申告の額 市町村収入申告書 所得者の収入申告書 </p>	氏名	種別	生年月日	勤続年数	収入の種類 (円)	収入の額		控除の額		所得の額		前年度	本年度	前年度	本年度	前年度	本年度	本人	給与																												配偶者	給与																												扶養親族	給与																												その他	雑収入																												所得の種類	前年度	本年度	所得控除額	所得の額	給与					雑収入					合計				
氏名						種別	生年月日	勤続年数	収入の種類 (円)	収入の額		控除の額		所得の額																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	前年度	本年度	前年度	本年度	前年度					本年度																																																																																																																																																																																																																																																																																					
本人	給与																																																																																																																																																																																																																																																																																														
配偶者	給与																																																																																																																																																																																																																																																																																														
扶養親族	給与																																																																																																																																																																																																																																																																																														
その他	雑収入																																																																																																																																																																																																																																																																																														
氏名	種別	生年月日	勤続年数	収入の種類 (円)	収入の額		控除の額		所得の額																																																																																																																																																																																																																																																																																						
					前年度	本年度	前年度	本年度	前年度	本年度																																																																																																																																																																																																																																																																																					
本人	給与																																																																																																																																																																																																																																																																																														
配偶者	給与																																																																																																																																																																																																																																																																																														
扶養親族	給与																																																																																																																																																																																																																																																																																														
その他	雑収入																																																																																																																																																																																																																																																																																														
所得の種類	前年度	本年度	所得控除額	所得の額																																																																																																																																																																																																																																																																																											
給与																																																																																																																																																																																																																																																																																															
雑収入																																																																																																																																																																																																																																																																																															
合計																																																																																																																																																																																																																																																																																															

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の6第2項の改正は、令和7年4月1日から施行する。